

意見書案第19号

介護予防給付の訪問介護等の地域支援事業への移行に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年12月13日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者 川崎市議会議員 石田康博

〃 後藤晶一

〃 為谷義隆

## 介護予防給付の訪問介護等の地域支援事業への移行に関する意見書

第6期介護保険事業計画を視野に、これまで要支援者に対し全国一律の制度で実施してきた介護予防給付を、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業へ移行させることについて社会保障審議会の部会で検討が行われ、現在、介護予防給付の中でも主要なサービスである訪問介護及び通所介護を移行させる方向で検討が進められている。

介護予防給付については、介護サービス受給者のうち要支援者が2割程度を占め、給付額も全国で年間4千億円を超えるなど、介護予防に大きな役割を果たすようになってきており、また、担い手となる事業所も地域の中で育ってきて、大きな力となっている。

よって、国におかれては、こうした状況を踏まえ、介護予防給付の訪問介護等が地域支援事業へ移行することによって現場の事業者や市町村に混乱を生じさせないようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 介護予防給付から地域支援事業への移行に当たっては、市町村による介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知及び説明会や研修会を通じた丁寧な説明を行うこと。
- 2 特に要介護者に対する介護給付と併せて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取組を行うこと。
- 3 地域支援事業については事業費の上限が設定されているが、介護予防給付の訪問介護等が地域支援事業へ移行することに伴い、上限設定について適切に見直し、また、事業の詳細については、市町村の裁量で自由に組みめるよう配慮すること。
- 4 地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であることから、こうした市町村における環境整備に併せて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等について財源が確保されるよう必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣